





## 購入者用の裏面

(注意)

- 1 指定物品を購入した場合、小売店から販売記録票3通（税関用、戻し税申請用、購入者用）が渡されます。  
派出銀行で戻し税相当額の支払いを受ける場合には、派出銀行あての戻し税相当額支払依頼状も渡されます。
- 2 販売記録票3通は、乗船（搭乗）する港（空港）で、指定物品及び乗船券（搭乗券）とともに税関に提示して確認を受けて下さい。  
販売記録票に記載されていない品物又は現に携帯していない品物については、この確認を受けることができませんのでご注意下さい。
- 3 税関の確認が終わったときは、販売記録票2通（戻し税申請用、購入者用）に確認印が押されて返されます。  
ただし、「戻し税相当額の支払方法」欄の(2), (3), (4)のいずれかの□内に「✓」印が付いている場合には、購入者用のみが返されます。（この場合は、次の5に注意して下さい。）
- 4 税関の確認を受けた後、販売記録票（戻し税申請用）を派出銀行あての戻し税相当額支払依頼状とともに派出銀行に提出すれば、戻し税相当額の支払いを受けることができます。
- 5 税関から返された販売記録票（購入者用）は、指定物品を購入した控えとしてお持ちいただきますが、皆様が外国航路の船や航空機を利用して本土に入る場合、税関検査の際に提示を求められることがありますので、その時まで保管して下さい。

指定物品に係る関税等の戻し税申請書

(平成 年 月分)

平成 年 月 日

沖縄地区税関長 殿

申請者

承認小売業者承認番号 ( )

住 所

氏名又は名称 ㊟

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第85条第1項（法律第155条の2に基づき準用する法律第85条第1項を含む。）の規定により関税等の払戻しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

指 定 物 品 名	数 量	払戻しを受けようとする税額				
		関 税 額	消 費 税 額	酒 税 額	地 方 消 費 税 額	計
(1) ウイスキー及びブランデー	本	円	円	円	円	円
(2) 腕 時 計	個					
(3) 香 水	本					
(4) 喫煙用のライター	個					
(5) 万 年 筆	本					
(6) 革製ハンドバッグ	個					
(7) 身 辺 用 細 貨 類	個					
(8) べつこう及びさんご製品	個					
合 計						円
戻 し 税 受 領 方 法	1. 直接受領					
	2. 銀行振込	銀 行 名	銀 行 支 店 (普 通 座)			
		口 座 名 義 口 座 番 号				
3. 銀行送金	銀 行 名	銀 行 支 店				

内訳明細 別紙 ( 枚) のとおり

販売記録票の枚数 枚

- (注) 1. この申請書及び内訳明細は2通提出して下さい。  
 2. 希望する戻し税の受領方法の番号を○で囲んで下さい。銀行振込又は銀行送金を希望したときは、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。  
 3. 使用しない欄は斜線で抹消して下さい。 (規格 A4)

指定物品に係る関税等の戻し税申請書 (内訳明細)

指定物品名 ( )

銘 柄	単価戻し税額 (取得価額)	数量及び単位	払戻しを受けようとする税額		適用条・項・号
			関 税 額	消費税額・酒税額	
	円		円	円	
合 計					

(注) 1. この内訳明細は、指定物品が異なるごとに作成して下さい。

2. 申請書本紙及び内訳明細は、相互に申請者印で割印して下さい。

(規格 A4)